

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	奈良リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	理学療法学科	夜・通信	3315 単位時間	240単位時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

入手方法：本校事務局への請求により一覧表の配布・閲覧可
ホームページにて公開 (www.nara-reha.ac.jp/johokokai.html)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の1-②関係【実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》】

学校名	奈良リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

学科名		理学療法学科	
実務経験のある教員等による授業科目名	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	
教育学	30 単位時間	240単位時間	
心理学	30 単位時間		
生化学	30 単位時間		
物理学	30 単位時間		
統計学	30 単位時間		
情報処理	30 単位時間		
人間工学	30 単位時間		
英語Ⅰ	30 単位時間		
英語Ⅱ	30 単位時間		
保健体育	30 単位時間		
コミュニケーション学	45 単位時間		
解剖学Ⅰ	120 単位時間		
解剖学Ⅱ	60 単位時間		
生理学Ⅰ	60 単位時間		
生理学Ⅱ	75 単位時間		
単位数又は授業時数の合計			

学科名	理学療法学科	
実務経験のある教員等による授業科目名	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数
基礎運動学Ⅰ	60 単位時間	240単位時間
基礎運動学Ⅱ	60 単位時間	
人間発達学	15 単位時間	
病理学	30 単位時間	
医学概論	15 単位時間	
内科学	60 単位時間	
神経科学	45 単位時間	
整形外科学	60 単位時間	
精神医学	30 単位時間	
小児科学	15 単位時間	
臨床心理学	30 単位時間	
臨床医学Ⅰ	15 単位時間	
臨床医学Ⅱ	15 単位時間	
臨床医学Ⅲ	15 単位時間	
リハビリテーションⅠ	30 単位時間	
単位数又は授業時数の合計	495 単位時間	

学科名	理学療法学科	
実務経験のある教員等による授業科目名	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数
リハビリテーションⅡ	15 単位時間	240単位時間
保健医療福祉関係論	45 単位時間	
理学療法概論	30 単位時間	
臨床運動学	60 単位時間	
理学療法障害学Ⅰ	15 単位時間	
理学療法障害学Ⅱ	45 単位時間	
理学療法研究概論	15 単位時間	
理学療法管理学	30 単位時間	
理学療法評価総論Ⅰ	60 単位時間	
理学療法評価総論Ⅱ	60 単位時間	
理学療法評価各論Ⅰ	30 単位時間	
理学療法評価各論Ⅱ	30 単位時間	
理学療法評価演習	30 単位時間	
動作分析学Ⅰ	30 単位時間	
動作分析学Ⅱ	30 単位時間	
単位数又は授業時数の合計	525 単位時間	

学科名	理学療法学科	
実務経験のある教員等による授業科目名	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数
基礎運動療法学	75 単位時間	240単位時間
運動療法学Ⅰ	30 単位時間	
運動療法学Ⅱ	60 単位時間	
運動療法学Ⅲ	30 単位時間	
物理療法学Ⅰ	30 単位時間	
物理療法学Ⅱ	30 単位時間	
義肢学	45 単位時間	
装具学	30 単位時間	
日常生活活動学総論	30 単位時間	
日常生活活動学各論	30 単位時間	
理学療法治療各論Ⅰ	30 単位時間	
理学療法治療各論Ⅱ	30 単位時間	
理学療法治療各論Ⅲ	30 単位時間	
理学療法治療各論Ⅳ	30 単位時間	
理学療法治療各論Ⅴ	30 単位時間	
単位数又は授業時数の合計	540 単位時間	

学科名	理学療法学科	
実務経験のある教員等による授業科目名	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数
理学療法治療各論Ⅵ	45 単位時間	240単位時間
理学療法治療各論Ⅶ	30 単位時間	
理学療法治療各論Ⅷ	30 単位時間	
理学療法治療演習	30 単位時間	
生活環境論	30 単位時間	
地域理学療法学	30 単位時間	
地域サービス技術論	30 単位時間	
見学実習	40 単位時間	
評価実習	200 単位時間	
総合臨床実習	600 単位時間	
卒業課題	30 単位時間	
	単位時間	
	単位時間	
	単位時間	
	単位時間	
単位数又は授業時数の合計	1095 単位時間	

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	奈良リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公開
(www.nara-reha.ac.jp/johokokai.html)

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	歯科医院 院長	2021.7.15 ~ 2026.7.14	民間の視点からの適正 な学校運営の指導・助 言
非常勤	社会福祉法人 事務長	同上	同上
(備考)			

大学等の設置者の理事（役員）名簿

学校名	奈良リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

役職	氏名	学外者
理事（理事長）	栗岡 良幸	
理事	山村 綾子	
理事	藤岡 幹雄	
理事	栗岡 隆顕	
理事	新門 正広	○
理事	林 康樹	○
幹事	九折 洋志夫	
幹事	岡崎 仁亮	

※学外者の理事については、学外者欄に ○ を記入してください。

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	奈良リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

1. 当該年度の授業計画の校長・副校長・学科長・主任・各学年担任による確認・評価
2. 教科担当決定・シラバス執筆依頼
3. 原稿提出
4. 新年度授業計画(シラバス)の各学年担任による原稿の確認
5. 授業計画原案を校長・副校長・学科長・主任に報告・確認
6. 完成・公表(当該年度の開講前の3月中)

授業計画書の公表方法

本校事務室への請求により印刷物の配布・閲覧可
ホームページにて公開 (www.nara-reha.ac.jp/johokokai.html)

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

授業科目の評価については、シラバスに示している当該科目の「学生の到達目標」に基づいて、期末に試験を実施し評価する。学外における実習科目については、実習機関における評価を参考にして学校が評価に当たっている。
試験及び実習の評価は優(80点以上)・良(70点以上80点未満)・可(60点以上70点未満)・不可(60点未満)をもって表し、可以上を合格とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

公平性と透明性を確保し、統一した基準で、かつ国際的に通用する基準を用いるため、本校ではGPA (Grade Point Average) 制度を用いた成績評価を行います。修学指導や優秀な学生の表彰等に利用します。GPAは、以下の方法で算出します。

(a) GPA の対象となる授業科目

以下の適用除外科目以外の登録されたすべての授業科目をGPAの対象とします。

- ① 合格か不合格かだけを判定する科目
- ② 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- ③ 本学入学前に修得した単位認定科目
- ④ 他大学との単位互換等で修得した科目

(b) 成績評価の評定記号と付加するグレード・ポイント (GP)

成績評価は点数方式で行い、以下の評定記号 (優～可) の区分に応じたGPを算出します。

(c) GPAの算出方法

GPA値は、対象授業科目のうち、履修登録した科目について、それぞれの単位数にグレード・ポイント (4, 3, 2, 1, 0のいずれか) をかけ、その合計ポイント (GPS) を、それぞれの単位数の総和で割った数値です。

評価区分 評定記号 GP

100～90点 優

89～80点 優

79～70点 良

69～60点 可

59～0点 不可

単位認定 認定

$$\frac{4.0 \times \text{「100～90点」の単位数} + 3.0 \times \text{「89～80点」の単位数} + 2.0 \times \text{「79～70点」の単位数} + 1.0 \times \text{「69～60点」の単位数}}{\text{受験済科目の総単位数 (「不可」の単位数を含む)}}$$

* 単位認定は、算出の対象としません。

* 小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数値で、成績通知書に記載します。
成績証明書…… 成績証明書発行時点におけるGPA値

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページにて公開
(www.nara-reha.ac.jp/johokokai.html)

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

1. 豊かな人間性を養い、有能にして広く社会の要請に応え得る理学療法士をする」との本校の教育理念及び教育目標に基づき、3年制専門学校としての特長を生かし、最短の年限で、リハビリテーション医療を担う専門職としての社会に質の高い理学療法士を養成する。

2. 理学療法士として必要不可欠な知識や専門的技術及び技能の修得を図るとともに、コミュニケーション能力や協調性を培うなか、基本的な理学療法については独立して実施できることを到達目標とし、即戦力となる実践力ある人材を育成するとともに、高度・多様化する保健医療福祉分野を担う探求心と向上心を備えた人材を育成し、広く社会の医療・福祉に寄与できる人材を育成する。

【学則 第五節 第27条】

(卒業の認定)

① 学校長は、所定の科目の単位認定を受けた者について、運営会議の議を経て卒業の認定を行う。

② 卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士(医療専門課程)の称号を付与する。

③ 学校長は、卒業を認定した者に対し、本校所定の卒業証書を授与する。

④ 本校を卒業した者には、「理学療法士国家試験」の受験資格が与えられる。

理学療法士及び作業療法士並びに理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を遵守し、学則 第四節に定める教育課程（下記参照）における授業科目の単位を取得した者に対し、学則第五節卒業等並びに授業科目に関する規定に従い卒業を認定する。

【理学療法学科】

基礎分野 14単位

専門基礎分野 34単位

専門分野 69単位

合計 117単位

卒業の認定に関する
方針の公表方法

R4学生便覧 (P. 5) 及びホームページにて公開
www.nara-reha.ac.jp/johokokai.html

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	奈良リハビリテーション専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		12人	12人	14人
内訳	第Ⅰ区分	7人	9人	
	第Ⅱ区分	3人	0人	
	第Ⅲ区分	2人	3人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				14人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）
--	---------	---

	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	1人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	1人		
計	2人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	2人
3月以上の停学	0人
年間計	2人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
---------	----

訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 <small>（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下）</small>	0人		
G P A等が下位4分の1	0人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。